主要電気工作物	主設備
負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
調相機（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
周波数変換機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
整流機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
遮断器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

七　送電線路

主要電気工作物	主設備
電線（ケーブルを含み、電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）	電線（ＯＦケーブルにあっては、その圧油装置を含む。）
支持物（電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）	木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びに電線支持がいし
遮断器（電圧十七万ボルト以上の開閉所の送電線引出口のものに限る。）	遮断器（送電線引出口の遮断器に附属する消弧装置及び空気圧縮装置を含む。）

八　需要設備

主要電気工作物	主設備
遮断器（他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための受電電圧一万ボルト以上のものに限る。）	遮断器

五　風力発電所

主要電気工作物	主設備
風力機関	風車、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置
発電機（出力二十キロワット以上のものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの（揚水式発電用の発電電動機を除く。）
変圧器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧位相調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
調相機	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力用コンデンサー	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
分路リアクトル及び限流リアクトル	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
周波数変換機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
整流機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
遮断器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
逆変換装置（容量五十キロボルトアンペア以上のものに限る。）	前号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの

六　変電所

主要電気工作物	主設備
変圧器（受電所に設置されるものにあつては、電圧十万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	変圧器（変圧器に附属する冷却装置、窒素封入装置及び電圧調整装置を含む。）
逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの
遮断器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
整流機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
周波数変換機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
分路リアクトル及び限流リアクトル	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力用コンデンサー	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
調相機	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧位相調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの